

転倒転落防止情報⑦


転倒転落：医療者の過失は問われるか

気をつけていても思わぬ転倒・
転落が発生するんだなあ……。
どうしたら良いんだろう？
法律家の判断はどうなっている
のかな？



これだけは押さえておきたい！！

1. 転倒リスクを考慮した看護計画
 - ・ 計画に基づいた予防策を考え、カルテに記録を残しましょう
2. 転倒リスクの低い環境作り(施設の安全性)
 - ・ 危険予知をして、病院に連絡しましょう(インシデント報告可)
3. 事故発生後の適切な対応
 - ・ 安全管理マニュアルを知っておきましょう
4. 事故発生後の患者への迅速・誠実な対応
 - ・ インシデント報告もお願いします
 - ・ 患者への思いやりをもった対応は医療者にも利益となります



病院が適切な対応をとっていても、
転倒転落は発生します。その場合には
通常、過失を問いません。

ただし、必要な対策を講じていな
かったり、たとえ計画を立てていても
カルテに記載が残っていなければ、過
失を問うことがあります。

判例の紹介

<事例1>

脳梗塞の急性期

ベッドメイキング時に、ベッド横のパイプ椅子に座ってもらったところ発作により転倒。頭部打撲による血腫のために死亡。

<ポイント> 転倒を予見した行動をとっていたか？

過失あり

<事例2>

食道癌の検査入院

睡眠薬服用して就寝した。夜間にトイレに行った際、転倒し骨折。トイレスロープの水濡れで転倒した、と患者が主張した。

<ポイント> 事故直前まで単独でトイレに行っており、転倒予見は困難。床の水濡れは深夜1時を考慮すると直ちに清掃などにより状態を回復する義務を生じない。

過失なし

<事例3>

わずかな段差で転倒

診察室の床には、コードをガムテープで貼付けてあった(高さ1センチ)。この段差につまづいて転倒。

<ポイント> つまづきやすい床の状態を放置していたか？

過失あり

ポイント

環境整備が大切です。
「水濡れは拭き取る」「段差を放置しない」